



駐車場附置義務条例の一部改正について

静岡市

令和6年4月1日

条例の改正について

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(平成15年静岡市条例第236号)は、駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定に基づき、建築物に附置する駐車施設に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的としております。

近年においては、市内の駐車場整備量が概ね充足したこと等から、道路交通の円滑化が図られているところです。また、社会情勢の変化等による市内の駐車場利用実態も変化しつつあります。

今回の改正は、市内の駐車需要の現状を鑑み、市街地の開発及び土地利用を促進させるため、一定規模以上の開発事業に対する駐車場設置義務の緩和を行おうとするものです。



条例の改正内容

(改正点①) 対象となる建築物の規模を引上げ、かつ、
特定用途について駐車場設置台数を緩和する。

	建築用途	対象となる規模(延床面積)	駐車場設置台数
改正前	特定用途	1,000m ² を超えるもの	延床面積 150m ² ごと1台
	非特定用途	2,000m ² を超えるもの	延床面積 450m ² ごと1台



	建築用途	対象となる規模(延床面積)	駐車場設置台数
改正後	特定用途	1,500m² を超えるもの	延床面積 300m² ごと1台
	非特定用途	3,000m² を超えるもの	延床面積 450m ² ごと1台

特定用途とは:ホテル、飲食店、店舗、事務所、病院、倉庫及び工場、映画館、旅館、など
自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途であり、駐車場法施行令第18条に規定される。
非特定用途とは:マンション、アパート、共同住宅、専修学校、福祉施設、など特定用途以外の建築用途を指す。

(改正点②) 建物の敷地外への駐車場設置を認める距離を拡大する。

	建築用途	附置の特例 敷地外の駐車を認める範囲
改正前	特定用途	敷地からおおむね 200m以内
改正後	非特定用途	敷地からおおむね 300m以内
	混合用途	

【お問い合わせ先】
静岡市 都市局 都市計画部 交通政策課 TEL:054-221-1471 Email:kotsu@city.shizuoka.lg.jp